

時ニ十日正午ニ時迄ニ押戻スルコト  
 第七各、回答書ニ於テ原則ヲ承認セシ  
 タルモ尙現在ノ積込金全部ヲ従来  
 一如ク本年末ニ於テ勉勵者ニ分配セシ  
 タシ  
 第八各、有由申シ通リ即時実行ヲ求ム  
 第九各、有由申シ通リ即時誓約ヲ求ム  
 十月九日

三島和洋行株式會社

本社全 社員 勸 者

鈴木櫻子(島)殿

(1)

秘發第 五〇号ノ七

大正十年十月十日

愛知縣知事 川口 彦 治

内務大臣 床次竹二郎殿  
 陸軍大臣 山 梨 羊 造殿  
 海軍大臣 男爵加藤友三郎殿  
 農商務大臣 田中實山本達雄殿  
 警視總監 岡 喜七郎殿  
 大政京部 神奈川兵庫 福岡 廣島各府縣知事殿  
 石川屋地方裁判所 換奉 一 殿  
 石川屋 官 兵 隊 長 殿